吉川市公園等維持管理協定に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市と地域の住民団体（以下「団体」という。）が、市が設置する公園、緑地、緑道及び児童広場（以下「公園等」という。）の維持管理に関して協定を締結することにより、地域におけるコミュニティ活動を推進するとともに、公園等の良好な環境の保全及び公園等への愛護精神の向上を図ることを目的とする。

（団体等の要件）

第２条　公園等の維持管理について協定の締結を希望する団体は、市長の認定を受けなければならない。

２　認定を受けることができる団体は、次に掲げる条件を備えるものとする。

(1) 公園等の維持管理に意欲があり、地域の美観向上のため、誠意を持って活動できること。

(2) 原則として３人以上で構成されていること。

(3) 公園等の維持管理を継続して遂行できること。

（活動の内容）

第３条　協定を締結した団体は、次に掲げる維持管理活動（以下「活動」という。）を行うものとする。

(1) 公園等の除草及び剪定作業

(2) 公園等の清掃作業

(3) 公園等の施設（遊具、休憩施設、トイレ等をいう。）の点検作業

(4) その他協定で定める作業

（活動の目安）

第４条　前条第１号に規定する活動の実施回数の目安は、隔月１回以上とする。

２　前条第２号及び第３号に規定する活動の実施回数の目安は、毎月１回以上とする。

（申請）

第５条　認定を受けようとする団体は、団体認定申請書（様式第１号）に市長が必要と認める書類を添付し提出しなければならない。

（団体等の認定）

第６条　市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、速やかに認定の可否を決定し、団体認定・不認定決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（協定の締結）

第７条　市長は、前条の規定により認定した団体（以下「認定団体」という。）と吉川市公園等維持管理協定書（様式第３号）により協定を締結するものとする。

（計画書の提出）

第８条　認定団体は、協定締結後に公園等維持管理計画書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（報償金）

第９条　市長は、認定団体に報償金を支払うものとする。

２　認定団体は、報償金を受け取るために、振込先口座申込書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

３　報償金の年額は、次に掲げる金額の合計額とする。ただし、活動を実施する公園等の面積（以下「維持管理面積」という。）が５，０００平方メートルを超える場合は、別表に定める額を上限額とする。

(1) 基本費　１団体につき１０，０００円

(2) 活動費　次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからウまでに定める額

ア　機械による除草及び樹木簡易剪定をする場合　維持管理面積１平方メートル当たり６０円

イ　人力による除草をする場合　維持管理面積１平方メートル当たり４０円

ウ　ア又はイ以外の場合　維持管理面積１平方メートル当たり２０円

４　第７条に規定する協定の締結が年度途中であった場合の報償金は、前項に規定する額の月割り計算により算出した額とする。この場合において、１月未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

５　前項の規定により報償金を月割りで計算した場合において、１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（報告書の提出）

第１０条　認定団体は、活動報告書（様式第６号）を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限までに、市長に提出しなければならない。

(1) ４月から９月までの活動　１０月末まで

(2) １０月から翌年３月までの活動　翌年４月末まで

（届出）

第１１条　認定団体は、第５条の規定による申請事項に変更が生じた場合は、団体認定変更届（様式第７号）により市長に届け出なければならない。

２　認定団体は、第２条第２項各号の要件を欠くに至った場合は、団体認定辞退届（様式第８号）により市長に届け出なければならない。

（協定の有効期間）

第１２条　協定の有効期間は、原則として協定を締結した日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期間が満了する１月前までに、前条第２項に規定する団体認定辞退届の届出がない場合は、当該満了の日の翌日から起算して１年間継続するものとし、以後も同様とする。

（認定の取消し及び協定の解除）

第１３条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消し、及び協定を解除し、団体に対し団体認定取消及び協定解除通知（様式第９号）により通知するものとする。

⑴　公園等を廃止したとき。

⑵　認定団体が協定内容を履行しないとき又は活動状況が著しく不適当と認められるとき。

⑶　認定団体が第２条第２項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

２　前項の規定により団体認定の取消し及び協定の解除をした場合に支払う報償金については、第９条第４項及び第５項の規定を準用する。

（返還）

第１４条　市長は、認定団体が偽りその他不正の手段により報償金を受けたと認めたときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

（補則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第９条関係）

上限額一覧表

区分	１　機械による除草及び樹木簡易剪定をする場合	２　人力による除草をする場合	３　１又は２以外の場合
上限額	650,000 円	450,000 円	250,000 円